

神奈川県ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、神奈川県ソフトテニス連盟（以下「県連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 県連盟の事務所は、神奈川県内で、会長が指定したところに置く。

(目的)

第3条 県連盟は、神奈川県におけるソフトテニス団体を総括し、ソフトテニスの普及振興と及び競技力の向上を図るために必要な事業を行い、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 県連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの普及、振興及び選手の強化
- (2) 県選手権大会及び県内各種競技会の主催、共催及び後援
- (3) 県外大会及び県外各種競技会への代表選手の派遣
- (4) 上部団体に対する役員を選出派遣及び上部団体の行う行事への協力
- (5) その他県連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組織

(構成団体)

第5条 県連盟は、次条の規定による登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）及び第7条に規定する団体で組織する。

(登録団体及び資格)

第6条 登録団体及びその会員は、毎年県連盟が定める日時までに別に定める手続を行い、登録団体及びその会員としての資格を取得するものとする。

(加盟団体)

第7条 県連盟へは、登録団体のほか次の団体（以下「加盟団体」という。）が加盟する。

- (1) 神奈川県学生ソフトテニス連盟
- (2) 神奈川県高等学校体育連盟ソフトテニス部
- (3) 神奈川県中学校体育連盟ソフトテニス部
- (4) 神奈川県レディースソフトテニス連盟

(加盟資格)

第8条 加盟団体は、別に当該団体で定める手続を行い、毎年県連盟に加盟する。

(協会)

第9条 県連盟は、別に定める区分に従い、地域協会（以下「協会」という。）を置く。

2 前項の協会の新設、併合、分割及び廃止は、代議員会の承認を得なければならない。

3 協会は、この規約の趣旨及び目的に反しない限りにおいて、自主的に事業を行い、業務を処理することができる。

(資格の喪失)

第10条 登録団体は、自ら資格喪失を届け出て、県連盟がこれを受理したときは資格を喪失する。

(登録の抹消等)

第11条 登録団体及びその会員が県連盟の名誉を傷つけ、又は県連盟の目的に違反する行為をしたときは、理事会の決定により、登録の抹消又はその会員の除名その他の処分をする。

第3章 役員

(役員の種類)

第12条 県連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事長1名
- (4) 副理事長若干名
- (5) 理事20名以内
- (6) 代議員30名以内
- (7) 監事2名

(役員を選出)

第13条 役員を選出は、次項から第6項までに定めるところによる。

- 2 会長及び監事は、代議員会において選出する。
- 3 副会長は、会長が代議員会に諮り選出する。
- 4 理事長は、理事の互選により理事会が選出する。
- 5 副理事長は、理事長が理事会に諮り選出する。
- 6 理事及び代議員は、別表に定める区分に従い、各協会及び加盟団体が選出

する。ただし、次の各号に掲げる補正をすることができる。

(1) 理事の互選により理事長が選出された協会又は加盟団体は、理事を補充することができる。

(2) 理事は、役員を選出後必要に応じ若干名を会長が推薦することができる。

(3) 登録団体が50以上の協会は、代議員数を増員することができる。この場合において、増員する代議員数は、理事会が決定する。

(役員職務)

第14条 役員職務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会長は、県連盟を代表し、その業務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。

(3) 理事長は、理事会を統括し、県連盟の常務を執行する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。

(5) 理事は、理事会を組織し、県連盟の常務執行の任に当たる。

(6) 代議員は、代議員会を組織し、県連盟の基本的事項及び重要事項を審議決定する。

(7) 監事は、県連盟の経理を監査し、その結果を代議員会に報告する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、欠員を補充することができる。この場合において補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了のときも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(兼職の禁止)

第16条 理事、代議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(顧問及び参与)

第17条 県連盟に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、県連盟の必要と認める事項について意見を具申し、又は諮問に応ずる。

3 参与は、県連盟の事業に参画し、意見を述べるすることができる。

4 顧問及び参与の選出その他必要な事項は、別に定める。

第4章 機関

(機関の名称)

第18条 県連盟に次の機関を置く。

- (1) 代議員会
 - (2) 副会長会
 - (3) 理事会
- (代議員会)

第19条 代議員会は、県連盟における最高の議決機関とし、毎年1回定期的に会長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 協会及び加盟団体の新設、併合、分割及び廃止に関すること。
- (5) 会長及び監事の選出又は副会長の承認に関すること。
- (6) その他県連盟運営上必要と認められる重要事項に関すること。

(臨時代議員会)

第20条 代議員会は、必要がある場合において、その案件に限り臨時にこれを招集することができる。

2 代議員総数の3分の1以上から請求があった場合には、遅滞なく代議員会を開かなければならない。

(代議員会の成立)

第21条 代議員会の成立は、代議員総数の過半数の出席を必要とする。

(代議員会の運営)

第22条 代議員会の運営は、会長が議長となり、これを行う。

(議決要件)

第23条 県連盟の機関における議事は、出席者（代議員会においては、代議員）の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(副会長会)

第24条 副会長会は、県連盟の指導機関として会長が招集し、理事会における重要事項についての報告を受け、又は意見を述べ、県連盟運営の指針とする。

(理事会)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事の3分の1以上の者から会議に付すべき案件を示して理事会開催の請求があるときは、理事長はこれを招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席によって成立する。

4 理事会の運営は、理事長が主宰する。

(専門委員会)

第26条 県連盟の運営に際し、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成その他必要な事項は、別に定める。

(賛助会員)

第27条 県連盟の財政運営を援助するため、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員の設置その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第28条 県連盟は、通常業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置くことができる。

第5章 会計

(経費の充当)

第29条 県連盟の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

(1) 登録料

(2) 加盟料

(3) 参加料

(4) 補助金

(5) 協力金

(6) 寄附金

(7) 賛助会費

(8) その他の収入

(登録料及び加盟料)

第30条 登録料及び加盟料は、代議員会に諮り、その額を決定し、登録団体及び加盟団体がそれぞれ毎年これを納入する。

(参加料)

第31条 競技大会及び予選会等の参加料は、理事会が決定する。

(登録料等の不還付)

第32条 納入された登録料、加盟料及び参加料は、還付しない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(会計年度)

第33条 県連盟の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 補足

(委任)

第34条 本規約に定めのあるもののほか、県連盟の運営上必要な事項は、理事会に諮り執行する。

附則

- 1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県軟式庭球連盟規約（昭和48年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の神奈川県軟式庭球連盟規約第41条の規定に基づく平成3年1月1日から同年3月31日までの期間は、第32条の規定に基づく平成3年度の期間に組み入れるものとする。

附則（一部改正・名称）

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

協会及び加盟団体名	理事	代議員
各協会	1	2
神奈川県学生ソフトテニス連盟	1	2
神奈川県高等学校体育連盟ソフトテニス部	1	2
神奈川県中学校体育連盟ソフトテニス部	1	2
神奈川県レディースソフトテニス連盟	1	2